

## 合同会社からふるばーとなーず 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～ 令和 7年 3月 31日までの 2年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率をあげること

女性社員・・・取得率をあげること

#### <対策>

●令和 5年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

●令和 6年 4月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給取得しやすい環境を整える

目標2：所定外労働を削減するための環境を整える。

#### <対策>

●令和 5年 10月～ 社員へのアンケート調査、事業所毎に問題点の検討

●令和 6年 4月～ 社内報などによる社員への周知（3か月毎）